

## 安全保障理事会決議 1916 (2010)

2010年3月19日、安全保障理事会第6289回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアの情勢に関する、およびエリトリアに関する安保理の従前の諸決議並びに安保理議長声明、とりわけソマリアに対する武器および軍事物資のあらゆる引渡の禁止（以後「ソマリア武器禁輸」とする）を確立した決議 733 (1992)、決議 1519 (2003)、決議 1558 (2004)、決議 1587 (2005)、決議 1630 (2005)、決議 1676 (2006)、決議 1724 (2006)、決議 1744 (2007)、決議 1766 (2007)、決議 1772 (2007)、決議 1801 (2008)、決議 1811 (2008)、決議 1844 (2008)、決議 1853 (2008)、決議 1862 (2009) および決議 1907 (2009) を再確認し、

決議 1744 (2007) および 1772 (2007) に設定されたように、ソマリアに対する武器禁輸は、(a) アフリカ連合ソマリアミッション (AMISOM) による支援または使用のためにのみ意図される武器および軍用装備、技術的訓練および援助、並びに (b) その決議において設定された政治プロセスと一致した且つ事案毎のそのような供給または援助の事前通知を受けてから 5 作業日以内に、その職務権限が決議 1907 (2009) に従って拡張された決議 751 (1992) に従って設立された委員会（以後「委員会」とする）の否定的決定がない場合の、治安部門制度の発展を援助する目的のみを意図した国家による軍需品および技術援助には適用されないことを想起し、

ソマリア、ジブチおよびエリトリアそれぞれの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

ジブチ和平協定および和平プロセスが、ソマリアにおける紛争の解決のための基礎を表していることを再確認し、暫定連邦憲章 (TFC) を基礎としたソマリアにおける事態の包括的且つ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し、また全てのソマリアの指導者に対し、政治対話を続けるための具体的な措置を講じる緊急の必要性をくり返し表明し、

事務総長特別代表のアハメドゥ・ウルド＝アブダラ氏の活動を賞賛し、彼の取組に対し強い支持を再確認し、

決議 1853 (2008) の第 3 項(j)に従って提出された 2010 年 3 月 12 日付監視グループの報告書 (S/2010/91) およびそれに含まれる所見と勧告に留意し、

監視グループに対する脅迫行為および監視グループの活動の妨害行為に懸念を表明し、

同地域に対する重大な脅威として、ソマリア武器禁輸および決議 1907 (2009) に従って設けられたエリトリア武器禁輸（以後「エリトリア武器禁輸」とする）に違反しているソマリアとエリトリアに対するまたはそこを通しての武器と弾薬の流れを非難し、

全ての加盟国、とりわけ同地域の国家に対し、ソマリアおよびエリトリア武器禁輸に違反するいかなる行動もとらず、また違反に責任がある者に対しあらゆる必要な措置を講じることを求め、

違反に対する持続的且つ慎重な調査を通してソマリアおよびエリトリア武器禁輸の監視を強化する重要性を確認し、武器禁輸の厳格な執行が同地域における全体の治安状況を改善することを念頭に置き、

ソマリアにおける事態、ソマリアの平和および和解を損なうエリトリアの行動並びにジブチとエリトリアの間の紛争が国際の平和および安全に対する脅威を構成していることを認定し、

国連憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 決議 733 (1992)、その後の関連決議により詳述および修正され、並びに決議 1844 (2008) および決議 1907 (2009) により課された措置を完全に遵守する全ての国の義務を強調する。
2. 決議 733 (1992)、決議 1844 (2008) および決議 1907 (2009) で課された措置の履行を改善し且つ遵守するための特別な行動を審議する安保理の意図をくり返し表明する。
3. 決議 1772 (2007) の第 11 項(b)および第 12 項は、国際、地域および準地域機構による供給または援助にも適用されることを決定する。
4. 人道援助活動の重要性を強調し、武装集団による人道援助の政治問題化、悪用および横領を非難しまた加盟国と国際連合に対し、ソマリアにおけるこれらの前記の行為を軽減するための全ての実行可能な措置を講じることを求める。
5. この決議の採択の日から 12 か月の間、また、どこか他の所で実施される人道支援計画を害することなく、決議 1844 (2008) の第 3 項で加盟国に課された義務は、国際連合、専門機関または計画、国際連合総会のオブザーバーの地位を得ている人道支援を提供している人道支援組織若しくはそれらの履行協力者による、資金、他の金融資産またはソマリアにおける緊急に必要なとされる人道支援の時宜を得た提供を確保するのに必要とされる経済的資源の支払いには適用されないものとすることを決定し、下記第 11 項の下で提出される人道支援コーディネータの報告書を含む、全ての利用可能な情報を基に 120 日毎にこの項の効果を見直すことを決定する。
6. 決議 1558 (2004) の第 3 項に言及されている監視グループの職務権限を延長することを決定し、事務総長に対し、決議 1811 (2008) に従ってまた決議 1907 (2009) に一致して、設立された監視グループのメンバーの専門性を、必要に応じて、用いて、また、拡大された職務権限を履行するために委員会と協議の上、3 人目の専門家を追加して、監視グループを 12 か月間再構築するために必要な行政的措置を迅速に講じることを要請する。拡大された職務権限は次の通りである。
  - (a) 決議 1587 (2005) の第 3 項(a)から(c)および決議 1844 (2008) の第 23 項(a)から(c)に示された任務を継続すること；

- (b) 決議 1907 (2009) の第 23 項(a)から(c)に示された追加任務を実行すること；
- (c) 関連する国際機関と協調して、ソマリアおよびエリトリア武器禁輸の違反を犯して収入を得る、金融、海事およびその他の部門を含むあらゆる活動を調査すること；
- (d) ソマリアおよびエリトリア武器禁輸の違反に関連して用いられている輸送手段、経路、港湾、空港およびその他の施設を調査すること；
- (e) 安保理の将来の可能な措置のため、決議 1844 (2008) の第 8 項 (a) から(c)に記された行為に関与している、ソマリア内外の、個人および団体並びにその活動の支持者の一覧案についての情報の更新を継続すること、および委員会が適切とみなした時に委員会にそのような情報を提出すること；
- (f) 安保理の将来の可能な措置のため、決議 1907 (2009) の第 15 項 (a) – (e) に記された行為に関与している、エリトリア内外の、個人および団体並びにその活動の支持者の一覧案についての情報の更新を継続すること、および委員会が適切とみなした時に委員会にそのような情報を提出すること；
- (g) 決議 1425 (2002) および決議 1474 (2003) に従って任命された専門家パネルの従前の報告書 (S/2003/223 および S/2003/1035)、および決議 1519 (2003)、1558 (2004)、1587 (2008)、1630 (2005)、1676 (2006)、1724 (2006)、1766 (2007)、1811 (2008) および 1853 (2008) に従って任命された監視グループの従前の報告書(S/2004/604、S/2005/153、S/2005/625、S/2006/229、S/2006/913、S/2007/436、S/2008/274、S/2008/769 および S/2010/91)に基づいた検討を基礎とした勧告を継続すること；
- (h) ソマリアおよびエリトリア武器禁輸並びに決議 1844 (2008) の第 1、3 および 7 項並びにエリトリアに関する決議 1907 (2009) の第 5、6、8、10、12 および 13 項において課せられた措置の包括的な遵守を改善するための追加的措置の明確な勧告について委員会と緊密に活動すること；
- (i) 武器禁輸および決議 1844 (2008) の第 1、3 および 7 項並びにエリトリアに関する決議 1907 (2009) の第 5、6、8、10、12 および 13 項において課せられた措置の履行を高めるため、地域諸国の能力を強化できる地域を特定することを支援すること；
- (j) 設置後 6 か月以内に中間の説明を、委員会を通じて、安保理に提供し、月に一度委員会に進捗報告書を提出すること；
- (k) 安全保障理事会の審議のため、委員会を通じて、監視グループの職務権限の終了の 15 日前よりも前に、上述のあらゆる任務を扱う最終報告書を提出すること；

7. 事務総長に対し、監視グループの活動を支援するための必要な財政的措置を講じることを更に要請する。

8. 決議 1519 (2003) の第 4、5、7、8 および 10 項を再確認する。

9. 委員会に対し、その職務権限に従いおよび監視グループとその他の関連する国際連合機関と協議して、2006 年 4 月 5 日付、2006 年 10 月 16 日付、2007 年 7 月 17 日付、2008 年 4 月 24 日付、2008 年 12 月 10 日付と 2010 年 3 月 12 日付の監視グループの報告書における勧告を検討すること、および、継続する違反に対応して、武器禁輸の履行と遵守並びに決議 1844 (2008) の第 1、3 および 7 項並びにエリトリアに関する決議 1907 (2009) の第 5、6、8、10、12 および 13 項において課せ

られた措置の履行を改善する方法を安保理に勧告することを要請する。

10. エリトリアを含む全ての国、同地域の他国および暫定連邦政府が、その管轄権内またはその管理下にある個人と団体が監視グループと協力することを確保することを要請する。
11. 国際連合ソマリア人道支援コーディネータに対し、120日毎に安全保障理事会に対し、上記第4および5項の履行とソマリアにおける人道援助の提供に対するなんらかの障害に関して報告することを要請し、関連する国際連合機関と国際連合総会のオブザーバーの地位を得ている人道支援を提供している人道支援組織に対し、上記第4および5項に関連する情報を提供することにより上記報告の準備において国際連合ソマリア人道支援コーディネータを支援することを要請する。
12. とりわけ同地域における、国際、地域および準地域機関を含む全ての当事者および全ての国家が、監視グループの作業に十分に協力し、且つその構成員の安全、またとりわけ個人、文書および監視グループがその職務権限の実行に関連するとみなされる敷地への妨害されないアクセスを確保することを促す。
13. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。